

(令和2年6月29日役員会決定)

新型コロナウイルス感染症に関連する研究開発等に対する産官学連携ポリシー

- ・本ポリシーは、「京都大学産官学連携ポリシー」(平成19年3月29日役員会決定)及び「京都大学知的財産ポリシー」(平成19年6月28日役員会決定)において表明されている京都大学の産官学連携活動を通じた社会貢献をさらに推進するため、今般の新型コロナウイルス感染症に関連する研究開発等についての京都大学の実務上の運用を明確化するものである。
- ・新型コロナウイルス感染症に関連する研究開発に対して、産業界や行政との連携・提携を積極的に支援していく。特に、国内外の民間企業との共同研究には重点的な支援を行う。
- ・ワクチン、治療薬、検査キット、医療機器、医療従事者保護などを「優先的な支援対象領域」とするが、これらに限定しない。また、中長期的な観点でのウイルス感染症対策やパンデミック後の社会課題に関わる研究開発も支援の対象とする。
- ・新型コロナウイルス感染症に関連する京都大学の研究シーズを迅速に社会貢献へ結びつけるため、同ウイルスに係る世界の研究活動のトレンド調査を行う。
- ・共同研究先企業との相互理解を前提に、可能な限り研究概要を社会に公表し、社会及び国民との対話を図る。
- ・開発プロセスに関わる個人情報やプライバシーについては、法令順守はもとより、医療倫理、ガイドラインやパブリックコメント等を含め十分に配慮する。
- ・すべての産官学連携活動において、人命尊重の理念に基づき、最大限の防疫に努める。
- ・新型コロナウイルス感染症に関するパンデミックの終息に貢献しうる知的財産については、別途、「知財関係ポリシー条項」を設ける。

<知財関係ポリシー条項>

京都大学産官学連携本部は、WHO による新型コロナウイルス感染症に関するパンデミック終息宣言がなされる日まで（但し、最長で 2022 年 12 月 31 日まで）の期間中、パンデミックの終息に貢献しうる知的財産戦略を採用する。かかる知的財産戦略には、新型コロナウイルス感染症の蔓延終結を唯一の目的とする研究開発に対しては、京都大学が保有する特許権、実用新案権、著作権（以下、「知的財産権」という。^{※注1}）の権利行使を行わないこと、及び、新型コロナウイルス感染症の蔓延終結を唯一の目的とする製品の普及にあたっては、京都大学から知的財産権のライセンスを受けたライセンシーが当該製品を無償提供する場合には当該知的財産権の対価を求めず、有償提供する場合についてもその社会的意義を勘案し、当該知的財産権の対価を適切なものとする事等、京都大学の知的財産権の迅速な利用を可能にする様々な方策の実施が含まれる。

^{※注1} 京都大学が第三者と共有する知的財産権、第三者に独占的なライセンス（オプション含む。）をしている知的財産権については、その者の同意が得られない場合を除きます。